

## 長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 地域と調和した多様な宿泊施設の誘致を進め、市内での観光消費の向上を促すことにより、地域経済の活性化を図り、雇用機会の創出に寄与するため、宿泊施設の所有者が行う宿泊施設の整備等に要する経費に対し、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等営業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定するホテル営業、同条第3項に規定する旅館営業及び同条第4項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 宿泊施設 ホテル等営業の用に供する施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）をいう。
- (3) 新設宿泊施設 次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 市内に新築される宿泊施設（イに該当するものを除く。）
  - イ 市内に設置されている宿泊施設の敷地において当該宿泊施設の建物（客室を有するものに限る。）の全部の除却を行い、当該敷地において客室を有する建物を新築する場合における当該宿泊施設（その客室数が当該除却前の宿泊施設の客室数に比して増加し、かつ、その収容人員が当該除却前の宿泊施設の収容人員に比して増加するものに限る。）
- (4) 増設宿泊施設 市内でホテル等営業の用に供されている宿泊施設であって、客室数及び収容人員の増加を伴う整備（延べ床面積の増加を伴う整備にあつては、当該整備により客室の用に供する部分の床面積の合計が当該整備後の延べ床面積と当該整備前の延べ床面積との差に相当する面積（以下「床面積差」という。）の2分の1に相当する面積以上増加するものに限る。）が行われるものをいう。
- (5) リノベーション宿泊施設 市内に設置されている施設（宿泊施設を除く。）であつて、宿泊施設とするための整備が行われるものをいう。
- (6) 投下固定資産 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる資産（市長が認めるものに限る。）をいう。
- (7) 投下固定資産額等 投下固定資産の取得、用地の造成、用排水施設の設置、高圧電力の引込み、道路の整備若しくは市長が必要と認める設備の整備又はこれらに関する調査に要する経費をいう。
- (8) 地元新規雇用者 長岡京市企業立地促進条例施行規則（平成15年長岡京市規則第41号）別表第1の3の項の表の備考6に規定する地元新規雇用者
- (9) 埋蔵文化財発掘調査費 周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地をいう。）において土木工事等を行う場合の届出に対し、京都府教育委員会からの指示に従い、土木工事等の原因者が負担する発掘調査に係る経費をいう。
- (10) 一棟貸し 一棟の建物の全部を賃貸することをいう。
- (11) 大規模宿泊施設 次に掲げる要件のいずれにも該当する宿泊施設をいう。
  - ア 客室数（増設宿泊施設にあつては、対象設置等により増加する客室数に限る。以下同じ。）

が10室以上であること又は延べ床面積（増設宿泊施設にあつては、床面積差。以下同じ。）が3,000平方メートル以上であること。

イ 投下固定資産額等（増設宿泊施設及びリノベーション宿泊施設にあつては、対象設置等に係る投下固定資産額等に限る。以下同じ。）が2億円以上であること又は地元新規雇用者の数（増設宿泊施設にあつては、対象設置等によるホテル等営業の事業の拡充に伴い増加する雇用者数に限る。以下同じ。）が5人以上であること。

(12) 中規模宿泊施設 次に掲げる要件のいずれにも該当する宿泊施設（前号に該当するものを除く。）をいう。

ア 客室数が5室以上であること又は延べ床面積が1,000平方メートル以上であること。

イ 投下固定資産額等が6,600万円以上であること又は地元新規雇用者の数が2人以上であること。

(13) 小規模宿泊施設 次に掲げる要件のいずれにも該当する宿泊施設（前2号に該当するものを除く。）をいう。

ア 延べ床面積が300平方メートル以上であること又は一棟貸しができる施設であること。

イ 投下固定資産額等が1,300万円以上であること又は地元新規雇用者の数が1人以上であること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内で宿泊施設の整備等を行う宿泊施設の所有者

(2) 市税等を完納している者

(3) 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第3号に掲げる暴力団員等でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新設宿泊施設の設置又は増設宿泊施設若しくはリノベーション宿泊施設の整備に係る事業であつて、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 当該施設の整備に係る地元新規雇用者数が1人以上あり、当該施設が地域経済の活性化及び雇用の安定・創出につながるものであること。

(2) 当該施設が第2条第11号から13号までのいずれかに該当すること。

(3) 当該施設が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けて対象設置等が行われたものでないこと。

（補助金の種類及び額）

第5条 補助金の種類は、宿泊施設初期整備補助金及び操業支援補助金とし、その交付期間、交付額及び交付限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は京都府から同一種類の補助金又は助成金を受ける場合には、補助金を交付しない。

3 補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

（事業計画の承認等）

第6条 補助対象者は、工事着工の30日前までに補助対象事業に係る実施計画（以下「事業計画」という。）を策定し、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画承認申請書（別記様式第1号）により、市長に承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京

市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画承認書（別記様式第2号）により当該補助対象者に通知するものとする。

- 3 補助対象者は、事業計画の承認前に工事着工した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、承認前に工事着工しようとする場合において、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金承認前着工届（別記様式第3号）により市長に届け出て、その後事業計画の承認を受けたときは、この限りでない。

（事業計画の変更）

第7条 前条第2項の規定による承認を受けた者（以下「承認計画策定者」という。）は、当該承認を受けた事業計画（以下「承認計画」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画変更承認申請書（別記様式第4号）により市長に申請してその承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画変更承認書（別記様式第5号）により当該承認計画策定者に通知するものとする。

（工事着工届）

第8条 補助対象者は、工事に着工したときは、速やかに工事着工届（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

（工事完了届）

第9条 補助対象者は、工事を完了したときは、速やかに工事完了届（別記様式第7号）により市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第10条 補助対象者の地位は、法人の合併又は分割その他の特別の理由がある場合に限り、当該補助対象者の地位を承継することができる。

（承認計画の中止又は廃止）

第11条 承認計画策定者は、承認計画（第7条第2項の規定による変更の承認を受けたときは、当該承認に係る変更後の承認計画。以下同じ。）を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）により市長に申請してその承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、内容等を検討のうえ承認した場合には長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画中止（廃止）承認書（別記様式第9号）により当該承認計画策定者に通知するものとする。

（承認計画の遂行状況報告）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、承認計画策定者に対し、承認計画の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

（承認計画の承認の取消し）

第13条 市長は、承認計画策定者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認計画に係る第6条第2項の規定による承認（第7条第2項の規定による変更の承認を受けたときは、当該承認に係る変更後の承認。以下同じ。）を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、承認計画に係る承認を受けたとき。
- (2) 当該承認計画に係る事業を計画に従って行わず、又は適正かつ確実に行うことができなくなったと市長が認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱に違反したとき。

(営業開始の届出)

第14条 承認計画策定者は、当該承認を受けた事業について、営業を開始したときは、速やかに営業開始届(別記様式第10号)を市長に提出するものとする。

(交付の申請)

第15条 補助対象者は、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金交付申請書(別記様式第11号)により、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第16条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等により、その適正を審査し、適当と認めるときは、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金交付決定通知書(別記様式第12号)により当該申請をした者に交付するものとする。

(変更交付の申請)

第17条 補助金の交付決定を受けた補助対象者が、事業の変更をしようとするときは、あらかじめ長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金変更交付申請書(別記様式第13号)により、市長に申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更交付の決定)

第18条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、当該変更交付申請に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等により、その適正を審査し、適当と認めるときは、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金変更交付決定通知書(別記様式第14号)により当該申請をした者に交付するものとする。

(申請の取下げ)

第19条 補助金の交付申請をした者は、第16条の通知書(前条の規定による変更の通知を受けたときは当該変更通知書。以下同じ。)を受領した場合において、当該申請に係る交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める期日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の遂行)

第20条 第16条及び第18条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定及びこれに付された条件その他市長の補助対象事業の遂行のための指示及び命令に従い、善良な管理者としての注意をもって誠実に補助対象事業を行わなければならない。

(事業完了届)

第21条 補助事業者は、事業を完了したときは、事業完了届(別記様式第15号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(検査)

第22条 市長は、前条の規定による事業完了届の提出を受けた場合には、速やかに検査を行うものとする。

(補助金の確定通知)

第23条 市長は、検査終了後、補助金の額を確定し、長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金確定通知書(別記様式第16号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第24条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市宿泊施設立地等促進事業

費補助金交付請求書（別記様式第17号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第25条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由によることなく、補助対象施設において営業開始日から10年以内に営業の休止又は廃止をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱に違反したとき。

（補助金の返還等）

第26条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金の額の確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。
- (2) 補助金の交付に係る条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業の経理状況が不適正と認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則又はこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当する場合で、当該補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 市長は、前項の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（是正措置）

第27条 市長は、補助事業者から第21条の規定による事業完了届の提出を受けた場合には、当該事業完了届に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを、当該補助事業者に対して指示することができる。

（財産の処分）

第28条 規則第16条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とする。

（営業継続報告書の提出）

第29条 補助金の交付を受けた補助事業者は、営業を開始した日の属する年度の翌年度から、10年を経過するまでの間、営業継続報告書（別記様式第18号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年2月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（適用）

- 2 平成29年4月1日からこの要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前までに設置又は整備の工事が着工された補助対象宿泊施設（第4条に規定する宿泊施設で補助金の交付の対象と

なるものをいう。次項において同じ。)については、施行日から30日以内に第6条第1項の長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画承認申請書を提出し、事業計画が認められた場合は、第6条第1項の承認を受けたものとする。

- 3 施行日以後30日以内に設置又は整備の工事が着工される補助対象宿泊施設については、当該工事の着工前に第6条第1項の長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金計画承認申請書（以下この項において「計画承認申請書」という。）及び同条第3項の長岡京市宿泊施設立地等促進事業費補助金承認前着工届（以下この項において「承認前着工届」という。）を提出し、事業計画が認められた場合は、第6条第1項の承認を受けたものとする。ただし、計画承認申請書を提出した場合（計画承認申請書及び承認前着工届を提出した場合を含む）で、当該工事の着工前に事業計画が承認されたときは、第8条の工事着工届を当該工事の着工後、速やかに提出するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

種類	交付期間	交付額	交付限度額
宿泊施設 初期整備 補助金	宿泊施設の操業を開始した日の属する年度以降	埋蔵文化財発掘調査費として補助対象者が負担した金額に100分の50を乗じて得た額以内	大規模宿泊施設 1,000万円 中規模宿泊施設 500万円 小規模宿泊施設 300万円
操業支援 補助金	宿泊施設の操業を開始した日以後最初の固定資産税(土地に対して課する固定資産税を除く。)の課税年度またはその翌年度以降から3年度(交付期間中に事業所の増築があった場合における当該増築部分については、市長が定める期間)	家屋及び償却資産に対して課する固定資産税額相当額に、第1年度にあつては100分の75、第2年度にあつては100分の50、第3年度にあつては100分の25を乗じて得た額	交付期間中の合計額 大規模宿泊施設 1,500万円 中規模宿泊施設 1,000万円 小規模宿泊施設 500万円